

法人名 八代青果食品株式会社

役 職 名	氏 名	住 所
取 締 役	野 口 芳 孝	八代郡千丁町新牟田 1402 番地 6

熊本県公告第 788 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 14 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 農地保有合理化法人の名称 本渡五和農業協同組合
- 2 事業の実施区域 本渡市（佐伊津町を除く。）及び五和町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域をいう。）の区域
- 3 事業の種類
 - ア 農地売買等事業（法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する事業）
 - イ 農地信託等事業（法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する事業）
- 4 農地保有合理化事業規程の承認日 平成 14 年 10 月 10 日

熊本県公告第 789 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 14 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画交通広場 1 号 水前寺駅北交通広場
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 790 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 14 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
 - 熊本都市計画公園 2・2・25 号 下油田公園
 - 熊本都市計画公園 3・3・32 号 山ノ内中央公園
 - 熊本都市計画土地区画整理事業 西部第一土地区画整理事業
 - 熊本都市計画公園 2・2・175 号 薄場野田前公園
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 791 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営板楠地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したいので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営板楠地区土地改良事業（区画整理）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 10 月 24 日から平成 14 年 11 月 21 日まで
- 3 縦覧場所
三加和町役場